

児 第 179 号
令和2年 4月17日

児童養護施設等 管理者 様

千葉県健康福祉部児童家庭課長
(公 印 省 略)

児童養護施設等における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について

本県の児童福祉行政の推進については、日頃から多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、児童養護施設等におかれましては入所児童等及び職員に対する感染防止に向けて取り組んでいただいているところです。今後、児童養護施設等で新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染（又は感染が疑われる）者が発生した場合には、保健所等の指示により、症状がない又は医学的に症状が軽い場合には、地域の状況に応じて、児童養護施設等で安静・療養を行う場合があることから、児童養護施設等においても、濃厚接触者等が発生した際に備え、あらかじめ施設における療養等の場所について検討を進めておくことが重要と考えられます。

ついでには、厚生労働省が発出する事務連絡等を踏まえ、別添のとおり、「児童養護施設等における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について」を取りまとめましたので、濃厚接触者等が発生した際の対応の検討を進めていただくようお願いいたします。

なお、国の通知等をホームページに掲載しておりますので御確認ください。

○ ホームページアドレス

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/corona/tuuti.html>

ホーム > くらし・福祉・健康 > 健康・医療 > 健康づくり・病気予防
> 感染症対策 > 新型コロナウイルス感染症への対応について
> 児童養護施設向け | 新型コロナウイルス感染症 > 児童養護施設等における
新型コロナウイルス感染症に関する通知について

(注) この通知における児童養護施設等とは、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームのことを指す。

【担当】

児童家庭課虐待防止対策推進室 井上
043-223-2322
t.inue12@pref.chiba.lg.jp